

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年7月31日は65万円、18年7月31日は65万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月31日
② 平成18年7月31日

私は、申立期間に係る賞与を事業主から支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、会社が賞与支払届の提出を怠ったため、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された平成17年及び18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間①及び②に支給された賞与から、支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、源泉徴収簿において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成17年7月31日は65万円、18年7月31日は65万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月7日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づ

く保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年7月31日は65万円、18年7月31日は65万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月31日
② 平成18年7月31日

私は、申立期間に係る賞与を事業主から支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、会社が賞与支払届の提出を怠ったため、標準賞与額の記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された平成17年及び18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間①及び②に支給された賞与から、支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、源泉徴収簿において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成17年7月31日は65万円、18年7月31日は65万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月7日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることか

ら、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年7月31日は39万円、18年7月31日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月31日
② 平成18年7月31日

私は、申立期間に係る賞与を事業主から支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、会社が賞与支払届の提出を怠ったため、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された平成17年及び18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間①及び②に支給された賞与から、支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、源泉徴収簿において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成17年7月31日は39万円、18年7月31日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月7日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づ

く保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和39年2月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社C工場における資格取得日に係る記録を昭和39年2月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月6日から39年2月10日まで
② 昭和39年2月10日から40年4月21日まで

私は、昭和36年7月にA社のC工場に入社し、42年3月に個人で請負として仕事をするまで、同社C工場において同じ仕事で継続して働いていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が途中で抜けているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の供述により、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時の社会保険の事務担当者は、「厚生年金保険に加入している従業員を途中で未加入扱いとすることはしておらず、申立人についても同様である。本人の希望により、途中で未加入扱いにすることもしていなかった。」としていることなどから、申立人がA社C工場に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、前述の社会保険の事務担当者は、「昭和 39 年 2 月 10 日に C 工場が適用事業所となった時点で勤務していた従業員について全員、同日でいったん A 社に係る被保険者資格を喪失し、同日で B 社 C 工場に係る被保険者資格を取得する手続を行った。」としていることから、申立人に係る A 社における被保険者資格の喪失日を昭和 39 年 2 月 10 日とすることが妥当である。

加えて、申立期間①の標準報酬月額については、申立期間前後のオンライン記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、前述の複数の同僚及び申立期間当時の社会保険の事務担当者により、申立人が B 社 C 工場に継続して勤務していたものと認められる。

また、同僚は、申立人と同じ業務を担当していた従業員がいたとしているところ、当該従業員は、申立期間②の途中である昭和 39 年 12 月 2 日に B 社 C 工場に係る被保険者の資格を取得し、申立人と同様に 42 年 3 月 21 日に資格を喪失していることが確認できることから、申立人も申立期間②において被保険者資格を有していたことがうかがえる。

さらに、申立期間②当時の B 社 C 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、同一従業員（一人）がいったん被保険者資格を喪失することなく 2 回被保険者資格を取得しているのが認められるほか、被保険者原票の整理番号は被保険者資格取得日の順になっておらず、後の番号の者が前の番号の者より約 4 か月前に資格取得している状況がみられるなど、B 社 C 工場における厚生年金保険に係る事務が必ずしも適切に行われていなかった状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、B 社 C 工場における被保険者資格の取得日については、前述の社会保険の事務担当者の証言により、A 社の被保険者資格の喪失日と同日の昭和 39 年 2 月 10 日とすることが妥当である。

さらに、申立期間②の標準報酬月額については、申立期間前後のオンライン記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、申立期間②に行われるべき事業主による申立てどおりの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基

づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格取得届などのいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和 40 年 4 月 21 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和43年6月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月16日から同年7月16日まで

私は、昭和42年3月にA社に入社し、定年まで継続して勤務していたが、同社D工場から同社C工場へ異動した際の申立期間に係る厚生年金保険の記録が欠落しているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事資料、B企業年金基金加入記録、B健康保険組合の加入証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和43年6月16日付けで同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和43年7月のオンライン記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和43年7月16日となっているところ、同社は手続を誤ったと認めていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年6月分の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和60年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和54年3月21日にA社に入社し、その後、一時期、関連会社へ異動していたこともあったが、現在もA社に継続して勤務している。

しかし、申立期間が厚生年金保険に未加入となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び同僚が所持する給与明細書から判断すると、申立人が申立期間において申立事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、資格取得日については、申立事業所において申立人と同様に申立期間に転籍が確認できる同僚の記録から、昭和60年5月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和60年6月の社会保険事務所（当時）の記録から24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無

いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和44年11月5日であると認められることから、申立期間に係る資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月3日から同年11月5日まで
私の夫は、昭和44年5月26日にA社に再入社した後、同社に在籍中の同年*月*日に死亡した。
しかし、同社での私の夫の厚生年金保険の資格喪失日は、昭和44年11月3日と記録されており、納得できない。
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は資格喪失原因を死亡として、昭和44年11月3日に被保険者資格を喪失したとされている。

しかしながら、B市が保管している申立人に係る死亡届を見ると、申立人は昭和44年*月*日に死亡していることが確認できることから、申立人は厚生年金保険法により、死亡した日の翌日(昭和44年*月*日)に被保険者資格を喪失したと認められる。

また、申立事業所は、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を行ったか否かは不明としているが、事業主が申立人の被保険者資格の喪失日を昭和44年*月*日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年11月3日と記録するとは考え難いことから、申立人の申立事業所における資格喪失日を同年*月*日として届け出るべきところ、事業主が誤って同年11月3日として届け出たものとするのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立事業所における資格喪失日は昭和44年11月5日と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年9月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から同年9月20日まで

私は、A社で、昭和35年4月1日から同年9月20日の期間に事務員として勤務していたが、一緒に勤務していた事務員のB氏と運転手のC氏、D氏には厚生年金保険の加入記録があるのに、私だけ記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚3人の申立期間に係る申立事業所での厚生年金保険の加入記録が確認でき、かつ、申立事業所の同僚等の供述から、申立人が申立事業所において勤務していたことが認められる。

また、申立人は、申立期間当時、申立事業所において同じ事務の仕事をしていたとする同年代の同僚（B氏）について、自分より2か月早く勤務していたとしているところ、当該同僚は、昭和35年2月1日から厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、同僚の供述から、申立期間当時、申立事業所では運転手など6人程度の常勤従業員がいたことが推測できることから、オンライン記録では、6人の厚生年金保険の加入記録が確認できることから、当時、申立事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代で、業務内容

や勤務形態が同じ同僚の標準報酬月額から、5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は既に廃業しており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していない。これは通常の処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 35 年 4 月から同年 8 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を39万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月29日

私は、平成18年12月29日にA事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)に厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気づき、平成21年9月24日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とされない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出のあった給料支払明細書(控)により、申立人は、平成18年12月29日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められるが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の給料支払明細書（控）における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から 39 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 9 月 24 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月29日

私は、平成18年12月29日にA事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)に厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気づき、平成21年9月24日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出のあった給料支払明細書(控)により、申立人は、平成18年12月29日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められるが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の給料支払明細書（控）における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から 15 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 9 月 24 日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を13万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月29日

私は、平成18年12月29日にA事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)に厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気づき、平成21年9月24日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とされない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出のあった給料支払明細書(控)により、申立人は、平成18年12月29日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められるが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の給料支払明細書（控）における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から13万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月24日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を13万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月29日

私は、平成18年12月29日にA事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、事業主が社会保険事務所(当時)に厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していなかった。

申立事業所は、この誤りに気づき、平成21年9月24日に当該賞与支払届を提出したが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該賞与支払届に基づく記録の訂正は行われたものの、年金額の計算の基礎とされない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出のあった給料支払明細書(控)により、申立人は、平成18年12月29日に支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められるが、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の給料支払明細書（控）における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から13万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月24日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島厚生年金 事案1707

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社の資格取得日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月1日から45年3月1日まで

私は、昭和26年3月から定年退職する平成5年1月までB社に継続して勤務していたにもかかわらず、同社C工場からA社C駐在所へ転勤した申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社（昭和54年10月1日にA社を吸収合併）から提出された申立人に係る在籍期間証明書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務（昭和44年12月1日にB社C工場からA社C駐在所に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年3月のA社での資格取得時の社会保険事務所（当時）の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、本来、A社C駐在所に異動した昭和44年12月1日付けでA社において資格取得すべきところ、誤って、45年3月1日に同社C駐在所から同社D工場に異動した際に資格取得の届出をしたとしていることから、事業主が45年3月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る44年12月から45年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③のうち、昭和 61 年 3 月 11 日から同年 9 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 61 年 3 月 11 日に訂正し、61 年 3 月から同年 8 月までの標準報酬月額を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 2 月 20 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 49 年 5 月から同年 7 月ごろまで
③ 昭和 61 年 1 月 11 日から同年 9 月 1 日まで
④ 昭和 61 年 9 月 1 日から 62 年 2 月 21 日まで
⑤ 平成 5 年 7 月 21 日から同年 10 月 21 日まで

私は、昭和 49 年 2 月 20 日から同年 4 月 30 日まで B 社に、49 年 5 月から同年 7 月ごろまで C 社に、61 年 1 月 11 日から 62 年 2 月 21 日まで A 社に販売員としてそれぞれ勤務した。また、平成 5 年 7 月 21 日に D 社から系列会社の E 社へ異動し、継続して勤務したにもかかわらず、申立期間①、②、③及び⑤について厚生年金保険の記録が無く、申立期間④については A 社における標準報酬月額（15 万円）が実際の給与月額と比べて、かなり低くされており、いずれも納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、申立人の申立事業所に係る雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人が当該期間において申立事業所に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が、申立事業所には昭和 61 年 1 月に入社し、販売業務に従事したとしているところ、申立事業所の元取締役は、「当時、男性の営業職員については、2 か月の試用期間の後、すぐに厚生年金保険に加入させ

ていた。これは、全国的な取扱いであった。」と供述しており、申立人の元上司も、「申立人は自分の直属の部下として勤務していた。入社2か月後には主任となり、その後、課長を経て次長になった人であり、厚生年金保険に加入していなかったとは考え難い。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③のうち、2か月の試用期間経過後の昭和61年3月11日から同年9月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立期間直後の昭和61年9月のオンライン記録から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これをうかがわせる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③のうち、昭和61年1月11日から同年3月10日までの期間については、前述のとおり申立事業所に勤務していたことは推認できるものの、同事業所の元取締役は、前述のとおり「当時、男性の営業職員については、2か月の試用期間の後、厚生年金保険に加入させていた。」と供述しており、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

2 申立期間①については、申立事業所が保管する申立人の昭和49年度「一人別源泉徴収簿（報酬料金）」に、在籍期間が昭和49年2月20日から同年4月30日と記載されていることから、申立人が当該期間において申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記「一人別源泉徴収簿（報酬料金）」により、申立期間①の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立事業所は、申立人に係る厚生年金保険への加入手続について、「販売員は、委任契約のため、社会保険には加入させていない。」としている上、健康保険組合は、「当時、販売員の雇用形態は委任契約制度しかなく、申立人は、委任契約販売員として就業していたことになるため、加入できる保険は国民健康保険及び国民年金となる。」としている。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間①における健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

3 申立期間②については、申立人は、申立事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、申立期間②当時、申立事業所に勤務していた複数の同僚は、「自身が記憶している勤務期間と厚生年金保険の加入期間が相違している。当時は、試用期間があり、厚生年金保険への加入時期は、人によって異なっていた。」としていることから、申立事業所では、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがわかる。

また、申立事業所の承継事業所は、申立人の厚生年金保険への適用状況等について、「当時の資料が残っておらず確認できないが、販売員は、業務委託契約のため、社会保険及び雇用保険の適用は無く、報酬も出来高払であった。」としている上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間②における健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらないことから、申立人の申立期間②に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

4 申立期間⑤については、申立事業所が保管する申立人の平成5年度の給与台帳から、申立人が当該期間において申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記の給与台帳により、申立期間⑤の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、申立事業所の総務担当者は、「従業員によって、試用期間の取扱いが異なっており、申立人の場合は、契約内容等が確認できる資料は残っていないものの、給与台帳の変動手当（責任者手当）の支給の有無から判断して、同手当が支給されていない申立期間⑤は仮契約であり、同手当が支給されている4か月目から正式に採用されたのではないかと思う。」と回答している。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者記録の申立期間⑤における健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

5 申立期間④については、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額（15万円）を上回る給与を支給されていたと申し立てている。

しかしながら、申立事業所の元取締役は、「営業部の販売員については、基本給と歩合手当が支給されていたが、社会保険事務所へは基本給のみを届け出し、当該基本給についてのみ、保険料が控除されていたと思う。」としているところ、申立人は、「当時の基本給は15万円で、成績に応じて歩合給が支給されていた。」と供述していること、及び申立期間④に資格取得した同僚（男性）14人のうち、標準報酬月額が申立人と同額（15万円）の者が12人、残りの2人もほぼ同額であることが確認で

きることから、申立人についてのみ低額な標準報酬月額が届出が行われたわけではないことがわかる。

また、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

- 6 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、申立期間③のうち、昭和 61 年 1 月 11 日から同年 3 月 10 日までの期間及び申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和41年4月から45年3月まで

私は、昭和41年3月に夫の転勤でA市B町の借家に引っ越した。国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、翌月から家主宅に集金に来ていたと思われる男性が国民年金保険料の集金に来るようになった。同市C町に転居してからも、同じ男性が集金に来て、毎月、保険料を納付し、直径2cmの青い丸いシールを渡され、手帳に挟んで保管していたが、シールは捨ててしまった。

申立期間の納付記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する2冊の国民年金手帳及び申立人の国民年金被保険者台帳により、申立人は昭和39年5月4日に被保険者資格を喪失し（当該資格喪失日については、昭和39年4月8日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが判明し、平成8年3月、同日に訂正）、その後、46年5月13日に再度資格取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料は納付できない。

また、申立人の当時の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は昭和41年2月から当時の夫の厚生年金保険の被扶養者となっていることが確認できることから、申立期間は任意加入被保険者となり、申立人本人の申出がなければ国民年金に加入できないところ、申立人は転居先のA市において加入手続を行っていないとしている上、加入手続を行った可能性のある当時の夫も既に死亡しているため、当時の加入手続の状況が確認できない。

さらに、申立期間において、A市で申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、同市においても申立人の国民年金被保険者名簿は無い。

加えて、申立期間当時の国民年金保険料は、印紙検認による納付方式であるところ、A市国民年金課及び当時の住所地の管轄年金事務所では、国民年金印紙に代えて「青い丸いシール」を使用したことはないとしている。

このほか、申立人が申立期間に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年1月から同年12月まで

結婚のため会社を辞めA市に転居した昭和51年2月に、A市役所B出張所で厚生年金保険から国民年金への切替え手続を行った。

この手続から数か月後に2冊目の年金手帳が郵送で届いた。その手帳の記号番号は*から始まるもので、結婚後の氏名の記載があったことを覚えているが、引っ越しの際に紛失した。

申立期間に係る国民年金保険料は、昭和51年2月から12月の間に1万5,000円から1万6,000円ぐらいを同出張所において1回で納付し、領収書のようなものを1枚又は2枚受け取り、紛失した手帳にはり付けていた。

申立期間が未加入であることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳は、C市において昭和46年8月11日に発行されており、当該手帳には申立人がA市において52年1月7日に国民年金の被保険者資格を再取得していることが確認できることから、申立人は、婚姻後の51年2月*日以降は任意加入期間となり、当該被保険者資格の再取得日の時点では制度上さかのぼって資格を取得することはできないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、「A市において2冊目の国民年金手帳が発行され、同手帳の記号番号は*から始まるものであった。」としているところ、D社会保険事務所（当時）において、昭和49年から53年までの国民年金手帳記号番号の払出簿を調査したが申立人の手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない上、申立人に係る国民年金被保険者台帳を見ると、「E社会保険事務所から移管 52.

3.24」 と記載されており、申立人がA市において国民年金の手続を行ったことによって、申立人に係る書類がE社会保険事務所（当時）からD社会保険事務所に移管されたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から47年6月まで

私は、昭和44年*月ごろ、20歳到達を機に両親とともにA町役場に行き、国民年金の加入手続を行った。申立期間は、地区の婦人会のような集金組織の集金人に数枚つづりの様式の納付書で保険料を納め、領収印を押してもらっていた。集金人はつづりごとA町役場に持ち帰った気もするし、私自身が領収書を年金手帳か何かに挟んで保管していたような気もする。集金人の一人にBという女性がいたことを覚えているが、それ以上の詳細は記憶していない。

当時は、母の営んでいたC店の仕事をしていたので、国民年金保険料を納めるに十分なお金はあった。申立期間が未加入となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年3月ごろにA町役場で国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は48年8月ごろに払い出されており、A町の国民年金被保険者名簿を見ると、資格取得日欄には「48.8.7」と記載され、新規・再取得の別欄には「新」に丸印が付されていることが確認でき、当該資格取得日はオンライン記録と一致することから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、A町の国民年金被保険者名簿により、申立人は、国民年金に加入した昭和48年8月分の保険料を同月29日に納付していることが確認できるところ、当該時点においては、申立期間の一部は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、数枚つづりの納付書で保険料を納めたと申し立てている

ところ、申立期間当時の保険料の納付は印紙検認方式であることから、申立人は、昭和48年10月から49年12月まで居住していたD市（昭和49年8月から全市で規則検認方式に移行）における保険料納付方法と混同している可能性がうかがわれる。

加えて、申立人は地区の婦人会のような集金組織の集金人に保険料を納付していたとしているところ、A町役場は、町内に納付組織が存在したことは確認できるものの、集金人の氏名や担当地域等の詳細については、当時の資料が残っていないので分からないとしている上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付についての記憶はあいまいであり、申立人が集金人であったとするB氏は所在が不明であることから保険料の納付状況を確認できない。

その上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月

私は、平成3年9月17日にA事業所を退職後、B市役所C出張所で国民年金の加入手続きを行い、後日郵送されてきた納付書で国民年金保険料を納付した。記憶は定かではないが、同年10月には再就職して厚生年金保険に加入したため、納付した保険料は1か月分に満たず、少なかったような気がする。

しかし、申立期間の保険料が未納となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、国民年金の加入手続きを行い、後日郵送されてきた納付書で国民年金保険料を納付したとしているが、申立人に係るB市の国民年金被保険者記録を見ると、申立期間に係る国民年金の資格の取得及び喪失の記録は確認できず、その記録はオンライン記録とも一致することから、申立期間は未加入期間であり、制度上、納付書は発行されず、保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を申立期間を含めて3回喪失し、そのうち申立期間前後の2回の喪失については、オンライン記録における第3号被保険者資格取得処理の日付から、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格喪失後、1か月近くを経過して被保険者資格取得届を提出したことがうかがわれるのに対し、申立期間については、その直後の厚生年金保険被保険者資格取得まで短期間(13日間)であったため、第3号被保険者資格取得届は提出されなかったことがうかがわれる。

さらに、上記のとおり申立人が厚生年金保険の被保険者資格を3回喪失した間において、申立人の夫は同一事業所に継続して勤務し、厚生年金保険に加入しているところ、申立人は、申立期間前後の2回の厚生年金保険の被保険者資格喪失後は、夫の健康保険の被扶養者の認定を受けて、第3号被保険者資格を

取得しているのに対し、申立期間においては、第1号被保険者として保険料を納付したとしており、申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人は、所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄において、申立期間の被保険者種別が「1号」と記載され、B市の押印があることから、申立期間に国民年金に加入していたとしているところ、当該「国民年金の記録」欄においては、平成13年3月1日から同年3月13日までの国民年金の加入(第1号被保険者)に係る記載が漏れており、年金手帳への記載が必ずしも適切に行われていなかったことがうかがわれる。

その上、申立人は、第1号被保険者として申立期間に係る保険料を納付した時期や納付した場所など保険料納付に係る記憶は定かでなく、保険料納付の実態を確認できない。

このほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から4年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から4年7月まで

私の母親は、私が20歳になってA市役所から通知が届いたため、すぐか
少したってから同市B区役所で国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保
険料を納付してくれていた。

しかし、平成3年*月から4年7月までの保険料が未納となっており、納
得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、20歳（平成3年*月）になって
市役所から通知が届いた後すぐに、若しくは、少したってからA市B区役所で、
申立人の母親が加入手続を行ったとしているところ、申立人の戸籍の附票によ
り、申立人は平成2年4月6日から4年12月21日までの間は、C県D市に住
民票を異動していることが確認できることから、A市B区役所が申立人に加入
勧奨状を送付することはなく、同区役所で申立人の加入手続をすることもでき
ない。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手
帳記号番号の前後の番号の被保険者が国民年金に加入後最初に国民年金保険
料を納付した日から判断して、平成5年7月ごろと推認できる上、申立人は、
4年12月22日にA市B区に住民票を異動していることから、5年7月ごろ
にA市B区役所で加入手続が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の保険料を払ったとする申立人の母親は、その納付状況につ
いて、毎月納付していたが、2、3か月分をまとめて納付することもあったと
しているところ、オンライン記録により、申立人に係る保険料が最初に納付さ
れたのは、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される平成5年7月
直後の同年8月2日で、同日に同年4月から同年7月までの4か月分が一括納

付され、その後はおおむね毎月納付となっている一方で、申立期間直後の期間の4年8月から5年3月までの保険料は、すべて6年9月から7年1月までの期間に過年度納付又は過誤払い保険料の充当が行われたため、納付済みの記録となっていることが確認できるなど、申立人の母親の保険料納付に関する供述と合致しない。

加えて、オンライン記録により、保険料の納付書の作成年月日が平成6年9月5日となっているところ、同日に4年8月分の保険料が過年度納付されていることが確認できるが、当該時点においては同年7月以前の保険料は時効により納付することはできない。

その上、国民年金の加入手続を行ったと推認される平成5年7月ごろにおいては、申立期間に係る平成3年度及び4年度に係る保険料は過年度納付をすることとなるが、その納付書が来たか否かなど当時の保険料納付方法等について、申立人の母親は覚えていないとしている。

さらに、申立人は保険料納付に関与していない上、申立人の母親が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から46年3月まで

申立期間において、義父は、夫と義兄と3人で自営業を営んでおり、義父が、私や私の夫の国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付等を行っていた。納付方法等の詳しいことについては分からないが、国民健康保険と一緒に国民年金に加入していたはずである。

また、義父が昭和45年*月*日に死亡した後の保険料は、義兄が納付してくれていたはずである。

しかし、私の夫は、申立期間の保険料が納付済みとなっているのに、私は未加入期間となっており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入手続が行われた時期は、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入の国民年金被保険者の資格取得日、及びii) 年金手帳に押されている検認印により確認できる国民年金保険料の納付状況から、昭和47年2月ごろと推認できるところ、その時点では、申立期間のうち、41年4月から44年12月までの保険料は時効により納付できない。

また、申立人が所持する年金手帳に記載されている国民年金被保険者の資格取得日は、昭和46年4月1日となっており、その記録はオンライン記録とも一致していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない上、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出しも確認できない。

さらに、申立人は、「昭和45年*月に義父が死亡するまでは義父が、その後、50年に義兄が死亡するまでは義兄が、私の保険料を夫の保険料と一緒に払ってくれていた。」としているところ、昭和48年10月以降は、申立人が納付済み

となっているのに対し、申立人の夫及び義兄は未納となっており、申立人の主張には不自然さがある。

加えて、申立人は、申立期間以降、継続してA市に居住しているところ、A市は、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付記録は無く、国民健康保険被保険者の記録についても既に廃棄しているため確認できないとしている。

このほか、申立期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の義父及び義兄も既に死亡しているため保険料の納付状況等の詳細は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月 18 日から同年 9 月 18 日まで

私は、昭和 61 年 12 月 8 日に、A 社に準社員として入社し、同社の B 事業所に次の会社に転職する 62 年 9 月中旬まで勤務しており、申立期間も給与から厚生年金保険の保険料を控除されていたと思うのに、加入記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所が保管する申立人に係る「個人台帳」に記録された入社日及び退社日は、同事業所が保管する申立人の履歴書に手書きで記載された入社日（昭和 61 年 12 月 8 日）及び退社日（62 年 9 月 18 日）と同じ日付であることから、申立人が申立期間に申立ての事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立ての事業所における雇用保険の加入記録は、昭和 61 年 12 月 8 日から 62 年 6 月 17 日までとなっており、厚生年金保険の被保険者期間と一致している。

また、申立ての事業所から提出された申立人に係る「社会保険台帳」及び申立ての事業所の社会保険事務を受託している社会保険労務士事務所から提出された申立人の「社会保険被保険者カード」に記録されている申立人の厚生年金保険の資格喪失日は、いずれも昭和 62 年 6 月 18 日とされている。

さらに、申立ての事業所では、「通常、厚生年金保険の被保険者資格の喪失届を提出していれば申立期間の保険料は控除していないと考えられるが、当時の賃金台帳などの保険料控除の状況が確認できる資料は残っておらず、申立期間における保険料の控除の状況は不明である。」としており、厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

加えて、申立期間当時の申立ての事業所の責任者は所在不明のため供述は得

られない上、申立人の同僚からも具体的な供述は得られず、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

このほか、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 1 月 1 日まで
前回、申立期間の申立てについては、経営者が所在不明等ということで認められなかった。

私は、昭和 37 年 4 月に A 社に入社し、健康保険証を使って歯の治療をしたことを記憶している。バイクが必要な仕事で危険を伴うため、健康保険に未加入ということは考えられないし、無職で暮らせる時代ではなかった。

証拠一辺倒では何も判断することはできないので、当時の時代背景や社会通念を考慮して、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、申立人は、昭和 37 年 8 月の婚姻による改姓後の名前で 38 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得し、40 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失と記録されていることが確認できる一方、申立期間に係る当該被保険者原票の健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の記録も無いこと、ii) 申立人の当該被保険者原票には、申立人の妻の扶養開始日は申立人の資格取得日と同一日の 38 年 1 月 1 日と記録されており、改姓後の名前による厚生年金保険の資格取得手続に不自然な点は無の上、改姓前の姓及び異なる名前の読み方で氏名検索を行ったが、該当する記録は見当たらないこと、iii) 申立ての事業所は 48 年 11 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡し、申立人の記憶する社長の息子も所在不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除についての供述は得られないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人からは新たな資料等の提出は無いため、申立

期間当時、申立ての事業所に勤務していた従業員で住所が確認できた9人に照会したところ8人から回答があったものの、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除に係る具体的な供述は得られない上、同僚の一人は、「昭和37年4月1日に同社に入社したのは自分一人だった。」としている。

また、上記同僚のうち、自身の入社年月日を記憶していた5人の厚生年金保険の被保険者資格取得年月日を確認したところ、全員が入社後数か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、申立ての事業所では試用期間を設けていたことがうかがえる。

さらに、申立人が受診したとする地域で申立期間当時から開業している歯科医院は確認できたものの、すでに院長が交代している上、古い診療記録は処分されており、申立人の受診状況は確認できず、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1683 (事案 1088 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月から28年12月まで

私は、A社B事業所の社員として、C市にあったD事業所に住み込みで営業の仕事を2年していた。その間、A社本社の担当者から指示を受けて仕事をしていたので、正社員であることは間違いない。

今回、同僚の名前を思い出したので、再調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、i) 申立人が、社員であったと供述しているA社B事業所はA社本社であると推認できるが、同社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無いこと、ii) 同社が保管する申立期間当時の社員名簿にも申立人の名前は無く、同社の担当者は、「申立人と同職種の者は各事業所に雇われている者で、雇用契約は本社と結んだものではなかったはずだ。」と供述していること、iii) 申立人が、当時、仕事の指示を受けていたとする同社の担当者は既に死亡しており、当時、住み込んでいたとする事業所の代表者は確認できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年3月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、当時の同僚として一人の名前を挙げているが、当該同僚について厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間においては別の事業所での加入記録があり、申立ての事業所での加入記録は無い上、所在不明のため申立ての事実を裏付ける供述は得られない。

また、当時、申立人が住み込んでいたとするD事業所については、申立期間当時、当該事業所が所在した場所の近隣の商店関係者に聴取したが、当該事業所については記憶に無いとしている上、経理を担当していたとする事業主の娘

は消息不明のため供述は得られない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 21 日から同年 6 月 1 日まで

私は、これまで、厚生年金保険の適用事業所を退職した後の国民年金への切替え手続を適切に行い、国民年金保険料を一度も未納にしたことはなく、年金が途切れないように留意してきたのに、申立期間は年金に加入していない期間となっている。

私は、昭和 43 年に A 社に入社し、姉が経営する店を手伝うために退職するまで勤務したが、申立期間は同社での厚生年金保険の加入期間ではないかと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は、昭和 45 年 5 月 20 日離職となっており、申立ての事業所に係る厚生年金保険の資格喪失日と合致する。

また、申立人が挙げた同僚のうち所在が判明した 4 人に照会したところ、回答のあった二人は申立人が申立ての事業所を退職した時期までは分からないとし、残る二人からは回答が得られず、申立人が昭和 45 年 5 月末日まで申立ての事業所に在職していたことを裏付ける供述は得られなかった。

さらに、申立ての事業所は、申立人の退職時期及び申立期間の厚生年金保険料の控除について、記録を保管していないため不明であると回答しているほか、申立人自身も申立ての事業所に昭和 45 年 5 月末まで在職したという明確な記憶は無い。

このほか、申立人が、申立期間において申立ての事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1688 (事案 1136 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 2 日から 35 年 11 月 1 日まで

私は、婚姻のためA社を昭和 35 年 10 月 31 日で退職したが、脱退手当金が支払われたとされる同年 12 月ごろにはB市に転居しているため、脱退手当金は受け取っていない上、支給を知らせる通知も受けていない。

申立内容は前回と同様で、新たな資料も無いが、納得できないので再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立てについては、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 35 年 12 月 26 日に支給決定されているほか、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、申立人に脱退手当金が支給されたことを表す「脱」表示が記載されているなど、一連の事務処理が適正に行われていたことが推認されることなどから、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 3 月 26 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「新たな資料等はないが、脱退手当金を受け取っていない。」としているところ、当該主張以外に申立人から新たな関連資料及び周辺事情の提示は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 8 月 1 日から 35 年 5 月 19 日まで

私は、A社に勤務していたが、妊娠したため昭和 35 年 3 月ごろから出社しなくなり、無断で退職した。その後も会社には連絡をしていないのに脱退手当金が支給された記録になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年間に資格を喪失し、脱退手当金を受給している 18 人のうち、16 人は資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われており、申立人についても資格喪失日から 2 か月後の昭和 35 年 8 月 11 日に支給決定されている上、当時脱退手当金を受給した同僚は、「退職時に会社から脱退手当金の説明は無かった。同手当金の請求は会社が行ったと思う。」と述べていることから、申立人の脱退手当金についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を示す「脱支給済」の押印が確認できる上、脱退手当金の支給対象月数及び支給金額には計算上の誤りは無く、オンライン記録と一致しているなど、社会保険事務所(当時)の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から5年2月21日まで

私は、申立期間にA市B区にあるC社に管理職として常時勤務し、当時、受け取っていた給与明細書には、厚生年金保険料が控除されていたことを覚えている。厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所における雇用保険の加入記録、申立事業所が保管する申立人に係る平成3年分及び5年分の源泉徴収簿並びに平成4年度所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人が申立期間に申立事業所において勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立事業所が保管する上記資料のうち、平成4年度所得税源泉徴収簿兼賃金台帳には、平成4年1月から同年12月までの厚生年金保険及び健康保険の控除額は記載されておらず、3年分及び5年分の源泉徴収簿には社会保険料の控除額が記載されているものの、いずれも当時の雇用保険料額とおおむね一致していることから、申立期間においては厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

また、申立事業所は、申立人に係る平成3年度4期から10期までの期間及び4年度1期から3期までの期間の国民健康保険料の領収証書を保管しており、当該領収証書には平成4年1月から同年11月までの日付の「A市分任出納員」の押印があることから、申立人が平成3年度4期から4年度3期までの期間、国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立期間に申立事業所において社会保険の事務を担当していた事業主の妻は、「雇用契約時に従業員の申出により、厚生年金保険に加入しないこともあり、申立人については、国民健康保険料の領収証書が確認できることか

ら、厚生年金保険に加入しないことにした可能性がある。」としている。

加えて、申立期間に申立事業所での厚生年金保険の加入記録がある同僚4人に照会したが、申立人について給与から厚生年金保険料を控除されていたかは不明としている上、申立事業所の健康保険被保険者整理番号に欠番は無く、申立人の名前も無い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月5日から37年7月1日まで

私は、昭和36年4月初旬にA社の役員に、「Bさんが退職するから代わりに来てほしい。」と頼まれ、同年4月5日から勤務した。

申立期間当時、経理事務をしていた上司が、「社会保険料の納付は義務であるから、従業員全員の給与から控除していた。」としており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が消えていることに納得ができないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立事業所に勤務していた同僚は、申立人が昭和36年から申立事業所に勤務していたとしており、申立人に係る雇用保険被保険者資格取得年月日は36年4月27日であることから、申立人が申立事業所に同年4月から継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立事業所における申立人の同僚の雇用保険被保険者資格取得年月日は、申立人と同様に厚生年金保険被保険者資格取得年月日より前であることが確認できる上、申立期間当時の同僚は、「入社したのは厚生年金保険の加入記録がある1年前であり、資格取得前の1年間は保険料を控除されていなかったと思う。」としていることから、申立事業所は従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の番号に欠番は無く、同名簿では、昭和36年度に厚生年金保険の資格を取得した被保険者は一人も確認できない。

さらに、申立人は、申立人の夫が厚生年金保険の資格取得をした昭和36年12月20日から夫の健康保険の被扶養者として認定されており、当該年月日は

申立期間中であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月から 32 年 4 月 10 日まで

私は、A社に昭和 31 年 2 月ごろから 32 年 4 月ごろまで勤務した。会社から健康保険証をもらい、野球で負傷した時に使った記憶がある。また、仕事の中に指を負傷して、労災保険で通院したこともある。

しかし、同社での厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において申立事業所での厚生年金保険加入記録のある同僚に申立人について記憶しているか否かを照会したところ、18 人から回答があり、そのうちの 1 人が、「申立人は、勤務期間は分からないが、申立事業所に勤務していた。」としていることから、申立人が、申立事業所に勤務していたことはいかがわれるが、他の 17 人は申立人を覚えていないとしているほか、申立人自身も一緒に勤務した同僚の名前を覚えていない上、勤務期間の始期と終期は定かでないとしていることから、申立人の申立事業所における勤務期間の特定ができない。

また、雇用保険の加入記録は、申立期間が昭和 40 年以前であるため残っておらず確認できないほか、申立人は、申立事業所に勤務していた期間中、労働者災害補償保険法に基づく給付を受けたことがあるとしているところ、労働基準監督署は、申立人に係る労働者災害補償保険の給付記録は、保存期間満了のため残っていないと回答していることから、その事実は確認できない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、また、同名簿の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立事業所は既に解散し、当時の事業主は死亡しており、昭和 37 年に申立事業所の取締役役に就任した者は、「自分は経理及び社会保険関係事務

には関与しておらず、当時の状況は分からない。」としているほか、同人が申立事業所に係る資料を持っているかもしれないとした会計事務所は、「申立事業所に係る資料は残っていない。」としているなど、申立事業所における申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて、確認することができない。

このほか、給与から申立期間に係る保険料を控除されたことを示す資料等は無く、申立期間に係る保険料控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 12 日から 45 年 4 月 1 日まで
私は、夫が経営するA社で昭和 42 年 6 月 1 日から平成 10 年 6 月 27 日まで継続して勤務していたのに、オンライン記録では、申立期間の年金記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、申立事業所に継続して勤務していたと申し立てているが、申立人の雇用保険の加入記録を見ると、昭和 42 年 9 月 21 日にいったん離職し、45 年 4 月 1 日に再取得しており、申立期間とほぼ同じ期間の加入記録が無いことが確認できる。

また、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の被扶養者欄において、申立人の氏名、生年月日及び続柄が記載された上に二本の取消線が引かれており、扶養開始年月日は記載されておらず、「*被保険者」とメモ書きされているのが認められるところ、「*」とは、申立人が申立事業所で2回目の厚生年金保険の被保険者となったときの被保険者記号及び整理番号であることから、これらの抹消等の記載内容は、申立人について被扶養者（異動）届が提出がされたものの、その後、健康保険厚生年金保険資格取得届の提出があり、被保険者になったことが確認できたため、被扶養者の認定前に取消しを行った事跡を示すものと推認され、このことから、申立人には健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格の無い時期があったと考えるのが自然である。

さらに、申立事業所で申立期間に勤務していた同僚二人は、「申立人は、申立期間において勤務していなかった。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態は確認できず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : ① 昭和22年7月8日から同年10月1日まで
② 昭和22年11月5日から32年12月26日まで

私は、昭和22年7月8日から同年10月1日までA社で勤務し、その後、同年11月5日から32年12月26日までB社で勤務した。

これら二つの期間の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、脱退手当金を受け取った記録となっているが、私は、脱退手当金を受け取った記憶は無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、二つの申立事業所に係る厚生年金保険被保険者期間について支給されており、当該支給日以前における脱退手当金の未支給期間はない上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、当該二つの事業所で当初は別番号であったところ、支給決定時点では、同一番号に統合されている。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年3月31日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、支給額に計算上の誤りは無い。

さらに、B社の厚生年金保険被保険者名簿において、女性で申立人と同時期（昭和31年及び32年）に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしていた者13人については、申立人を含む全員に脱退手当金の支給記録が確認できる。このうち11人については、資格喪失後の6か月以内に脱退手当金が支給決定されている上、同社は、「当社は、申立期間②当時、退職する者に対して脱退手当金に関する説明を行い、再就職の予定の無い者には、脱退手当金の請求をするように指導し、代理請求を行っていた。」と回答していることを踏まえると、申立人の脱退手当金についても事業主による代理請求が行わ

れたことがうかがえる。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から同年8月1日まで
私は、大学卒業後、大学時代の友人の紹介でA社に就職し、昭和30年5月1日から同年9月15日まで勤務した。
しかし、申立事業所における資格取得年月日は昭和30年8月1日となっており、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所で既に勤務していた大学時代の友人の紹介で昭和30年5月1日ごろに申立事業所に就職したとしているところ、当該友人の申立事業所に係る厚生年金保険被保険者記録の資格取得日は、同年6月1日となっているとともに、当該友人は、「自分は、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得した。」と回答していることから、申立人が申立事業所に入社したのは、30年6月以降であることが推認できるが、それ以前の勤務実態について、確認することができない。

また、申立事業所において、申立期間の直前及び期間内に被保険者資格を取得している者は、昭和30年3月1日付けが6人、同年5月1日付けが2人、同年6月1日付けが11人認められるところ、申立人は、「自分が入社（昭和30年5月1日）したときは、当日の入社は自分だけだった。」としているほか、同年3月1日付け及び同年6月1日付けで被保険者資格を取得している各1人に同時入社と同僚数について確認した結果、2人とも「同じ日付で入社した社員は、そんなにいなかった。」としていることから、申立事業所は、社員を雇用後すぐには厚生年金保険に加入させておらず、不定期ながらまとめて同じ日付で資格を取得させていたと推認することができる。

さらに、申立事業所で申立期間に勤務していた同僚10人に照会したところ、

回答があった8人のうち、3人が、「申立人を覚えているが、入社時期は覚えていない。」と回答している。

加えて、申立事業所は、昭和33年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡している上、当該事業所に係る商業登記簿謄本の存在は確認できず、役員等の確認ができないことから、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを裏付ける関連資料及び供述を得ることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 4 月 1 日から 19 年 1 月 4 日まで

私は、平成 17 年 3 月 31 日の定年まで A 事業所に正規の事務職員として勤務していた。

その後、平成 17 年 4 月 1 日から A 事業所でパート（非常勤職員）として働いていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入は 19 年 1 月 4 日からとなっているので、記録を訂正してほしい。

年金記録確認地方第三者委員会からあっせんされたら、さかのぼって厚生年金保険に加入し、保険料を納付したい。この申立ては、A 事業所も了解している。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の回答及び同事業所から提出された申立人の申立期間に係る賃金台帳、並びに平成 17 年 4 月 1 日付けの申立人との雇用契約書及び申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間に同事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 事業所から提出された B 共済組合員原票を見ると、申立人は、申立期間において B 共済組合の任意継続組合員となっていることが確認できるところ、A 事業所は、「申立人について、共済組合の任意継続組合員の加入手続は行ったが、厚生年金保険の加入手続は行っていない。」と回答しており、申立人も、申立期間において厚生年金保険には加入していなかったことを認めている。

また、A 事業所から提出された賃金台帳を見ると、申立期間に支給された給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、申立人も支給された給与から厚生年金保険料は控除されていなかったことを認めている。

一方、申立人は、「第三者委員会からあつせんされたら、さかのぼって厚生年金保険に加入し、自分と事業所で半額ずつ保険料を納付したい。」としているが、第三者委員会における年金記録の訂正に関するあつせんは、申立人が保険料を納付していることを前提としており、申立人がさかのぼって厚生年金保険に加入して保険料を納付することをあつせんすることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 17 日から同年 9 月 1 日まで

私の夫は、昭和 40 年 7 月に A 社 (現在は、B 社) に入社し、C 職として申立期間も継続して勤務していた。

昭和 59 年 * 月 * 日付けの同社からの感謝状に「昭和 40 年 7 月入社以来 18 年有余」と在職期間が明記されており、申立期間における船員保険の記録が抜けているのはおかしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に申立期間も継続して勤務したと申し立てしているところ、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が、昭和 40 年 7 月 9 日に船員保険の被保険者資格を取得し、43 年 1 月 17 日に被保険者資格を喪失し、同年 9 月 1 日に再度被保険者資格を取得していることが確認でき、これらの記録はオンライン記録と一致している。

また、B 社から提出された申立人の人事資料を見ると、申立期間に相当する昭和 43 年 1 月 16 日から同年 8 月 31 日まで「一時解雇」及び「D 団体派遣」と記載されていることが確認できる。

さらに、上記船員保険被保険者名簿を見ると、申立人と同じ職務の被保険者が、当該被保険者名簿における申立人の整理番号の前後で 9 人確認できるところ、当該 9 人は、いずれも申立事業所に係る被保険者期間の途中に被保険者ではない期間 (うち 7 人は、申立期間と同一) がある上、当該 9 人のうち連絡が可能な 7 人に照会した結果、回答があった 5 人は、「申立期間は、D 団体 (現在は、E 団体) 主催の講習を受けていた期間であり、会社からは一時解雇され、

船員保険の被保険者資格を喪失したので、当該期間は船員保険の失業給付を受けていた。申立人も当該講習と一緒に受講し、同じ扱いであった。」としていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態について、確認することができない上、当該期間において、申立事業所から給与を支給されていなかったことが推認できる。

加えて、申立期間当時の船員保険の失業給付は、失業前1年間に6か月以上の被保険者期間を有することを要件としていたところ、申立人は昭和43年1月16日の離職前に6か月以上の被保険者期間があることから、当時の失業給付の要件に該当していたと考えられる。

なお、B社は、「申立期間は、D団体側で社会保険に加入しているのではありませんか。」としているところ、D団体において申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は無く、E団体に照会しても、申立人のD団体における在籍は確認できないとしており、厚生年金保険の適用状況等についても確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 40 年 4 月まで

私は、申立期間に、A社の下請であるB社に兄と一緒に勤務し、厚生年金保険には加入していたと思うので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてB社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、申立人が記憶している所在地にあり、A社の下請であったことが確認できたB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間における健康保険の番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない上、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主及び事務担当者は所在が確認できないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等は確認できない。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の兄もB社で勤務していたとしているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の兄の名前は見当たらない上、同社において厚生年金保険の加入記録のある従業員に照会し、回答があった6人のうち5人は申立人を覚えておらず、残る1人は、「申立人と同じ名字の人がいたことは覚えているが、その人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかまでは知らない。」としている。

さらに、申立人は、申立期間直後にC社において厚生年金保険の加入記録があり、同社での同僚の供述及び雇用保険の加入記録を踏まえると、申立期間のうち、昭和 39 年 9 月ごろからは同社に勤務していたものと考えられる上、申立人は、申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたか否か

について記憶が明確でなく、ほかに申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1710

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 14 日から 39 年 4 月 21 日まで
オンライン記録によると、私が昭和 34 年 1 月 14 日から 39 年 4 月 21 日まで勤務した A 社に係る脱退手当金を受け取ったことになっている。私は、当時、脱退手当金制度を知らなかったので、請求手続をすることはあり得ず、請求をした覚えもない上、脱退手当金が支給された記録となっている日には既に県外に転出していることから、脱退手当金を受け取ることはできず、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所における申立人の厚生年金保険被保険者原票の前後 40 人のうち、女性で、同事業所退職時の通算被保険者期間が脱退手当金の支給要件（被保険者期間 2 年以上）を満たし、申立事業所の被保険者資格を申立人と同時期に喪失した 34 人について脱退手当金の支給状況をみると、そのうち 22 人に支給記録がある上、申立事業所は、申立期間当時に代理請求を行っていた可能性があることと回答していることから、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人と同時期に勤務し、脱退手当金の支給記録がある同僚は、脱退手当金を申立事業所の説明を受けて受給したことを認めているほか、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 39 年 10 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。